姶良市告示第192号

　　　姶良市森林炭素マイレージ交付金要綱を次のように定める。

　　令和３年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　姶良市長　　湯元　敏浩

姶良市森林炭素マイレージ交付金要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、地球温暖化対策の取組を促進するため、鹿児島県が定めるかごしまＣＯ２吸収量等認証制度実施要綱（平成23年１月４日施行。以下「県要綱」という。）に基づきＣＯ２固定量の認証を受けた者に対し、姶良市森林炭素マイレージ交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、姶良市補助金等交付規則（平成22年姶良市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（交付対象事業等）

第２条　交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付金を申請しようとする年度又はその前年度に県要綱第３条第５項に規定する認証書（以下「認証書」という。）の交付を受けた活動（交付対象事業の実施に当たり、他の法令等により補助を受けているものを除く。）とする。

２　交付対象事業の事業区分、交付対象者、交付対象経費及び交付金の額は、別表に定めるとおりとする。

　（交付金の交付申請）

第３条　交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業を実施したときは、当該事業年度の２月末日までに、姶良市森林炭素マイレージ交付金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(1)　姶良市森林炭素マイレージ交付金事業実績書（様式第２号）

　(2)　姶良市森林炭素マイレージ交付金収支精算書（様式第３号）

　(3)　事業区分に係る認証書の写し

　(4)　領収書等の写し（単価や費用が確認できるものに限る。）

　(5)　位置図及び図面

　(6)　写真

　(7)　その他市長が必要と認める書類

　（交付の決定及び額の確定）

第４条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、交付申請書の内容及び添付書類を審査する。

２　市長は、前項に規定する審査により、交付金を交付することが適当と認めたときは、交付金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、姶良市森林炭素マイレージ交付金交付決定及び交付確定通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

　（交付の請求）

第５条　申請者は、第４条第２項の規定により、交付決定及び確定通知を受けたときは、姶良市森林炭素マイレージ交付金交付請求書（様式第５号）により、市長に交付金の交付を請求するものとする。

　（交付金の返還）

第６条　市長は、交付金を交付された申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

　(1)　交付申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。

　(2)　交付金の交付決定及び確定通知書の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

　(3)　その他市長が交付金の交付を不適当と認めたとき。

　（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 交付対象者 | 交付対象経費 | 交付金の額 |
| ＣＯ２固定量認証事業 | 県要綱第３条第５項の規定によりＣＯ２固定量認証を受けた本市内の木造建物（令和３年４月１日以降に完成したものに限る。）の建築主 | (1)　照明設備のＬＥＤ化に係る費用(2)　かごしま材木製品の購入に係る費用(3)　庭木（木本類）の購入に係る費用(4)　その他市長が認めたもの | 交付対象経費又は県要綱第３条第５項の規定により認証を受けた固定量（１ｔ―ＣＯ２）当たり4,500円を乗じた金額のいずれか低い金額 |